

提案項目

協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

地域自治組織等の取扱いについては、合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置することが提案されました。

協議第20号 子ども未来関係事業について(その2)

子ども未来関係事業のうち、「乳幼児医療費助成」「保育料」の2項目が提案されました。

協議第23号 都市建設関係事業について(その2)

都市建設関係事業のうち、「市道の整備(幹線及び集落間道路)」「城南町中央土地区画整理組合に係る補助金」「下水道計画」「下水道使用料」の4項目が提案されました。

協議第24号 教育関係事業について(その1)

教育関係事業のうち、「通学区域(高等学校)」「体育協会の組織」「各種大会(出場)補助金」「人権フォーラム(子どもフォーラムを含む)」「就学支援」「育英奨学金(育英事業)」「社会教育団体(PTA 連絡協議会)」「社会教育団体(文化協会)への補助金」「施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)」「文化財の保護・管理・運用」「学校給食調理場」「中学校名」「通学区域(小・中学校)」「少人数学級」の14項目が提案されました。



第5回 熊本市・城南町合併協議会開催

日時 平成21年3月27日(金) 午後2時30分～

場所 くまもと県民交流館パレア 10階パレアホール

平成21年3月27日に第5回熊本市・城南町合併協議会を開催しました。

第5回協議会では、議案として平成20年度協議会補正予算、平成21年度協議会事業計画および平成21年度協議会予算の3件が提案され、審議の結果、原案のとおり承認されました。

続いて、前回提案のあった「地方自治組織等の取扱いについて」、「子ども未来関係事業について(その2)」、「都市建設関係事業について(その2)」、「教育関係事業について(その1)」の4つの協議項目について協議を行い、「都市建設関係事業について(その2)」の一部を除き承認されました。「都市建設関係事業について(その2)」の一部については継続審議となりました。

また今回は、「一般職の身分の取扱いについて」、「総務関係事業について(その1)」、「企画財政関係事業について(その2)」、「市民生活関係事業について(その2)」、「健康福祉関係事業について(その1)」、「経済振興関係事業について(その1)」、「都市建設関係事業について(その3)」、「教育関係事業について(その2)」が提案され、次回協議会で協議します。



議案

議案第7号

平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算について

平成20年度の当初予算に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、予算の総額を17,256千円とする補正予算が承認されました。

議案第8号

平成21年度熊本市・城南町合併協議会の事業計画について

協議会、専門部会や幹事会などの開催や、協議会だよりの発行、ホームページの管理運営などの事業計画が承認されました。

議案第9号

平成21年度熊本市・城南町合併協議会の予算について

平成21年度の協議会予算として、歳入歳出それぞれ18,400千円とすることが承認されました。

承認項目

協議第8号

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。

1. 名称は、城南町とする。
2. 設置期間は、合併の日から5年間とする。

原案承認

合併により心配される事柄、

- ①住民の声が届きにくくなるのではないかな。
- ②周辺部になることにより取り残されるのではないかな。
- ③地域の個性や伝統が失われるのではないかな。

などに対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の声を反映しつつ、規約で定められた事務を処理するため合併特例区が設置されます。



協議第20号

子ども未来関係事業について(その2)

- 1 乳幼児医療費助成については、自己負担に関する制度(自己負担なし)は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
- 2 保育料については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

原案承認

【制度比較と内容】

●乳幼児医療費助成

現在、城南町は、就学前までは自己負担なしですが、支給方法が償還払いのみとなっています。熊本市は、医科3歳以上就学前まで、歯科5歳以上就学前までについて、1医療機関につき、1ヶ月あたり500円の自己負担がありますが、支給方法は、現物給付と償還払いの併用となっています。

合併後は、城南町の自己負担に関する制度は5年間継続されますが、支給方法は、熊本市の制度(現物給付と償還払いの併用)に統一されます。

●保育料

両市町の保育料を比較すると、所得の低い世帯においては熊本市が安く、所得の高い世帯においては、城南町が安く設定されています。熊本市の制度に統一した

場合に、保育料が高くなる割合が、安くなる割合より若干上回ると考えられるため、5年間は現行のとおりとし、その後熊本市の制度に統一されます。

協議第23号

都市建設関係事業について(その2)

1. 市道の整備(幹線及び集落間道路)については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。
2. 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、補助金に関しては平成23年まで、事業資金貸付に関しては平成24年度まで制度(要綱)を運用する経過措置を設定する。その後の取扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。
3. 下水道事業については、平成21年度に城南町で策定する汚水計画に基づき、合併後10年程度の完了予定で整備を進める。
4. 下水道使用料については、熊本市の例に統一する。

1、4は原案承認 3は修正承認

2 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、継続審議となりました。

裏面へつづく